様式第５号（その２）（第４条関係）

（表）

景観形成基準対応説明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 区域の別 | 蕨宿景観形成重点地区 |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □蕨市景観計画の色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面の面積が、当該立面の面積の合計の１０分の１を超えない。又は色彩の制限基準の適用除外である。 |
| 配慮事項（共通事項） | 遠景～中景（広域景観の中での在り方） | □広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 |
| □地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮している。 |
| 中景～近景（周辺景観の中での在り方） | □建築物、工作物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。 |
| □建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。 |
| □建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。 |
| □建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。 |
| □建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。 |
| □建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物と調和した形態としている。 |
| □建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。 |
| 建築物等のデザイン | 【建築物等の外観を構成するもの】□原色に近い色彩は避けている。□点滅する照明は避けている。□多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。 |
| 【屋外階段】□建築物本体と調和した外形としている。□建築物本体と調和した色彩としている。 |

（裏）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築物・工作物 | 配慮事項（共通事項） | 建築物等のデザイン | 【屋上設備等】□外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。□壁面、ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 |
| 【植栽】□敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。□道路等の公共空間に面する部分に植栽している。 |
| 配慮事項（蕨宿景観形成重点地区） | □建築物は勾配屋根としている。 |
| □建築物は原則として黒系統のかわら屋根としている。 |
| □建築物等の外壁は、無彩色又は茶系の落ち着いた色を基調としている。 |
| □建築物等の外観は蕨宿景観形成重点地区の景観にふさわしいものとしている。 |
| □旧中山道に接する建築物（敷地面積が120㎡超の建築物）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、１階から３階相当(最大10ｍ)部分は1.2ｍ以上とし、４階相当以上の部分は4.8ｍ以上としている。 |
| □建築物の１階から３階相当部分の屋根の見かけの勾配は、35％程度以上50％程度以下を基準としている。 |
| □１階部分には壁面後退部分に勾配のある屋根、軒又はひさしなどを設けている。 |
| □１階部分の壁面後退部分に設けた勾配のある屋根、軒又はひさしなどの水平距離は0.9ｍ(一戸建て住宅は0.6ｍ)以上としている。 |
| □建築物の屋上又は外壁に建築設備等（屋外広告物を含む。）を設置する場合は、蕨宿景観形成重点地区の景観にふさわしいものとしている。 |
| □旧中山道に面して塀又は門を設置する場合は、和風の意匠を基調としている。 |

備考　該当する□に、レ印を付すこと。